

令和七年第十五回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年八月十九日

所 世田谷区教育委員会会議室

## 午前十時開議

○知久教育長 ただいまから令和七年第十五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、坂倉委員は世田谷区教育委員会会議規則第二条の二に基づきオンラインで参加しております。

まず、次第の1、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。濱澤委員と中村委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、議案五件と事務局からの報告が四件ございます。

それでは、次第の2、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

### 〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第五十号 令和七年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

○知久教育長 議案第五十号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第五十号、令和七年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定に基づき実施した令和七年度の世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について御審議をお願いするものでございます。

本件に関しましては、二月の教育委員会定例会において点検・評価の実施方針及び学識経験者の委嘱の御議決をいただきました。その後、五月以降の定例会における委員の皆様の御議論、また、御意見を踏まえまして取りまとめまし

たので、御提案させていただくものでございます。

本件について御議決をいただいた後は、九月一日に開催される文教常任委員会に報告した後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めに従いまして、九月十六日に本報告書を世田谷区議会に提出するとともに、ホームページ等で区内に公表したいと考えてございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第五十号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二　議案第五十一号　区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立弦巻中学校改築等工事請負契約）

○知久教育長　議案第五十一号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第五十一号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立弦巻中学校改築等工事請負契約）について御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、令和七年第三回世田谷区議会定例会への契約提出に先立ちまして区長より

意見を求められましたので、御審議をお願いするものでございます。

右上、四ページを御覧ください。本件工事請負契約は、本年八月四日に一般競争入札を行いました。その結果、契約金額は四十五億八百九十万円、契約の相手方は中島建設・東京コー・ボレーション建設共同企業体でございます。工期は、契約の日から令和十一年二月二十八日でございます。

参考といたしまして、次ページ以降に入札経過調書、案内図、配置図等を添付してございます。こちらは後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第五十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長　御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三　議案第五十二号　世田谷区立北沢学園中学校における学校運営協議会の設置

○知久教育長　議案第五十二号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長　私から、議案第五十二号、世田谷区立北沢学園中学校における学校運営協議会の設置について御説明をいたします。

資料二ページを御覧ください。本件につきましては、地方教育行政の組織及

び運営に関する法律及び世田谷区学校運営協議会の運営等に関する規則に基づき、学校運営協議会を置く学校、いわゆる地域運営学校を新たに設置するため、本案を提出するものでございます。

1、新規に設置する学校は区立北沢学園中学校、所在地は北沢四丁目三十二番の旧北沢小学校が設置されていた場所となります。

2、設置年月日は令和八年四月一日です。

三ページを御覧ください。1の主旨でございますが、令和七年三月に策定いたしました世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本計画に基づき、新たに地域運営学校として指定するものでございます。

2の学校運営協議会についてですが、記載のとおり、法に基づき任命された委員が一定の権限と責任を持ち、学校運営等の協議を行う機関であり、区では平成十七年度より指定を開始し、現在は全校に学校運営協議会を設置しております。

3の学校運営協議会の設置に当たりましては、区の規則に基づき、地域住民や保護者、校長の意見を聴取するほか、学校運営協議会の設置を校長に通知し、告示いたします。

4の今後のスケジュールでございますが、議会報告の後、東京都への手続き等を経て、令和八年四月の開校に合わせ学校運営協議会の設置を行います。

何とぞ御審議のほど、お願いいたします。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、議案第五十二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 採択第一号 令和八年度使用世田谷区立小・中学校教科用図書の

採択

○知久教育長 採択第一号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、採択第一号、令和八年度使用世田谷区立小・中学校教科用図書の採択について御説明いたします。

二ページを御覧ください。本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和八年度に区立小・中学校で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

詳細は、添付しております参考資料、令和八年度使用教科書の採択事務処理について（通知）の六ページ、1の(1)小・中学校用教科書の採択についてにあるとおり、今年度の区立小・中学校用の教科書の採択につきましては、昨年度に採択いただいた教科書と同一の教科書を採択しなければなりません。今年度、区立小・中学校で採択している教科書は、三ページ及び四ページに記載のとおりでございます。引き続き同一の教科書を使用することが望ましいと考えてございます。

以上を踏まえまして、令和八年度使用世田谷区立小・中学校教科用図書の採択の御審議をお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、採択第一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 採択第二号 令和八年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級  
教科用図書の採択

○知久教育長 採択第二号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 続きまして、私より、採択第二号、令和八年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について御説明いたします。

二ページを御覧ください。本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和八年度に区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

五ページの参考資料、世田谷区立小・中学校特別支援学級で使用する教科書を採択するための要綱を御覧ください。第一条にあるとおり、特別支援学級において世田谷区で採択された検定教科書を使用することを原則としておりますが、学校教育法附則第九条の規定により、入級する児童・生徒の障害の状況から、通常の学級で使用する教科書以外の一般の図書を教科用図書として扱うことができるものとされています。

令和八年度の採択に向け、各特別支援学級設置校からは、各学級の実態を踏まえ、教科書として使用したい一般図書について申請があり、これを受けまして、八月一日に検討委員会を開催いたしました。検討委員会では、各学校から

の申請について、特別支援学級の児童・生徒にふさわしい内容であるか、教科の目標に沿うものであるかなどの視点で検討を行いました。今年度、申請が受けた一般図書の大部分が東京都教育委員会が作成した調査研究資料において使用が適切であるとリストアップされているものであり、検討委員会においても適切であると判断いたしました。

今回の検討委員会におきまして、東京都教育委員会の調査研究資料にリストアップされていなかつた図書を二冊採択候補として、三ページの令和八年度一般図書採択一覧に記載してございます。該当の図書は、三ページ、ナンバー一二十二「あいうえおのほん」、また、四ページにございますナンバー五十一「まなびのすかん 基礎からしつかりわかるカンペキ！小学理科」でございます。

内容も分かりやすく、検討委員会から適切と報告を受けてございます。

以上を踏まえまして、令和八年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択の御審議をお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、採択第二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和七年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和七年第二回区議会定例会（代表・一般）

における主な質問について御報告いたします。

一ページの1、議会日程等を御覧ください。令和七年第二回区議会定例会ですが、代表質問は六月三日から四日、一般質問は六月四日から五日にかけて行われました。全ての質問及び答弁については、区のホームページ上で閲覧が可能となります。

参考までに、資料右上の通し番号ですが、二ページから五ページに第二回区議会定例会（代表・一般）における教育（文教）領域の主な質問・答弁の要旨を別紙にまとめてございますので、後ほど御高覽いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(2)今後の区立小・中学生国際理解教育のあり方（案）について、本件に関して、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）より説明をお願いします。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）　今後の区立小・中学生国際理解教育のあり方（案）について御報告いたします。

資料の一ページを御覧ください。まず、(1)の主旨でございます。教育振興基本計画でお示ししているとおり、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質、能力の基礎を醸成する仕組みを構築するため、今後の区立小・中学生国際理解教育のあり方（案）を取りまとめましたので、御報告するものでございます。

2、今後の国際理解教育の事業実施方針でございます。英語教育の推進においては、実践的な会話練習に重点を置いたプログラムや教材の導入、ネイティ

ブとの会話の機会を創出し、実践的なコミュニケーション力の強化、体験活動の推進においては、小学生の国内での体験機会の拡充、中学生の国内外での体験機会の拡充を行い、小学校から中学校までの九年間を見通した系統的な取組みを設定いたします。

続いて、二ページを御覧ください。3、今後の国際理解教育における体験活動推進方針でございます。(1)児童・生徒に合った体験活動のあり方につきましては、小学生は国内体験活動を充実させ、身近なところで英語を使用し、他者と交流する経験を積み重ね、中学生は、参加する生徒たちに国際的な視野と、自らが主体的に行動できる行動変容を促すことを目的に、海外での体験を中心といたします。

(2)国内体験活動の充実についてでございます。話すことに重点を置いた体験活動とし、対象を小学五年生及び中学二年生として人数を拡充いたします。当面、国内体験は次のとおりといたします。

a) テンプル大学国内留学助成、こちらは小学校五年生と中学校二年生を対象といたします。b) 国内英語謎解きまち歩き、こちらは外国人とチームを組んでミッショングクリアしていく探究型フィールドワークを行うものでございます。世田谷区在住の外国人に参加を呼びかけ、身近な外国人との対話を通じた多文化共生、異文化理解の機会を確保したいと考えております。c) 国内ホームステイ、こちらは小学校五年生を対象に、関東に住む外国人宅へのホームステイを実施いたします。

続いて、(3)海外体験活動の充実についてでございます。海外派遣先を拡充し、派遣先に応じたテーマ性を持たせ、例えばウイーンであれば音楽、芸術に特化したプログラムにするなど、探究的に学ぶことで、単なる知識ではなく、自分事として捉え、深められるような海外体験といたします。派遣先は区と交流がある国、地域とし、派遣対象となる中学二年生において、各クラス一名が

行ける人数を目指し、拡大してまいります。親善訪問としての意味合いが強かつたこれまでの小・中学生の海外派遣事業を教育交流の色合いを濃くし、体験活動を充実させます。当面、各派遣都市等を姉妹都市としては、a)オーストラリア・バンバリー市、a)オーストリア・ドウブリング区、c)カナダ・ヴィニペグ市。

それから、三ページを御覧ください。国際交流事業としては、d)アメリカ・ポートランド市、e)台湾。こちらの台湾につきましては、令和八年に実地踏査、令和九年からの派遣を検討いたします。

(4) 海外派遣への事前学習の充実につきましては、各行き先のテーマに合わせた学習や日本人としてのアイデンティティの育成につなげられる学習を充実させます。

(5) 海外体験活動共有の機会の充実につきましては、報告書の提供や報告会の動画配信、体験活動を考えている児童・生徒に対するショート動画の作成、海外体験活動に参加した生徒による朝礼や学年集会等での報告等を行つてまいります。

(6) 体験活動の内容、人数拡充のための歳入確保策の実施についてでございます。自己負担金の導入として、適正な利用者負担の導入指針における利用者負担率の範囲で体験活動に参加する児童・生徒の家庭に自己負担金を求めます。当面の自己負担の対象経費及び割合は、記載のとおりでございます。

海外体験活動につきましては、対象経費を個人に係る航空券代等の費用といいたします。ただし、姉妹都市につきましては、全行程のうち親善交流に当たる部分が一日程度ありますので、一日分の経費は全額公費負担といたします。また、ホームステイ受入れがある場合も公費負担といたします。

四ページを御覧ください。利用者負担金適用後の派遣先別イメージは、表のとおりでございます。また、ふるさと納税等による基金への寄附の呼びかけを

強化するとともに、補助事業の活用も積極的に検討してまいります。

(7) 負担軽減といったしましては、海外体験活動に参加する生徒の経済的負担を軽減いたします。また、基金を活用した助成制度を拡充し、就学援助費の認定要件に該当する世帯の自己負担金を全額助成いたします。

(8) 事務事業の見直しといったしましては、業務の外部委託化やA-Iの活用を検討してまいります。

続いて、4、今後の国際理解教育における英語教育推進方針でございます。五ページの令和八年度国際理解教育全体像（案）の表を御覧ください。全員参加のものとしましては、高学年へのALT配置、こちらは今年度、既に実施済みでございます。また、オンライン英会話、こちらは児童・生徒がネイティブスピーカーとマンツーマンで会話をを行う授業を導入し、外国人と会話をすることへの不安感や抵抗感を軽減するほか、意欲や会話力の向上を図つてまいります。また、英語を話すことに慣れるため、A-I英会話の導入を検討してまいります。なお、事業の整理に伴い、教育総合センターにおける英語体験プログラムは廃止といたします。

5、今後のスケジュール（案）につきましては、九月の文教常任委員会で案を御報告させていただき、十一月の文教常任委員会を経て、十二月に令和八年度の海外派遣生徒の募集を行い、令和八年四月より順次各種事業を開始する予定でございます。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(3) 今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組み（案）について、本件に関して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長 私より、今後の区立小・中学校地域運営学校を支える仕組み（案）について御報告いたします。

本件は、令和七年五月十三日開催の第九回定例会にて御報告いたしました仕組みの考え方をこのたび案としてまとめたので、御報告するものでございます。

資料を御覧ください。1の主旨です。五月の考え方を基に、各会議体の委員や町会長等への説明を行い、その御意見等を踏まえ、新たな仕組みの案として取りまとめたので、御報告いたします。

2、意見募集結果です。令和七年六月から七月にかけ意見募集を行い、学校運営委員会委員や町会関係者、保護者の皆様から五百件を超える御意見をいただきました。会議体を整理し、地域、学校の負担軽減のため見直しを進めるべきであるという意見が多い一方、学校評価の第三者性の確保や学校支援コーディネーターの確保等についての懸念がございました。

主な御意見として、一ページ、(1)のとおり、委員の任期や構成員について、二ページ、⑦、現行の学校評価への町会の関わりについての賛否等がありました。

(2) 学校支援コーディネーターについては、副校長補佐の役割や、⑤、現在の体制の維持等を望む意見がございました。

(3) 実行チームについて、過度な負担とならないよう望む意見があり、他の意見では、会議体の整理で関わる人が限られる等の御意見もいただいてございます。

三ページの3です。いただいた御意見も踏まえ、今後の区立小・中学校地域運営学校基本方針を三つにまとめました。第一に、目標を地域と共有し、地域

と一体となり、子どもたちを育む地域とともににある学校として運営いたします。それには、第二として、学校、保護者、地域がつながり、学校を核とした地域コミュニティを強化する視点により運営いたします。そして、第三として、学校を支援する活動を制度として構築し、学校と地域の双方にとつて無理のない持続可能な運営体制をつくってまいります。

4、新たな仕組み（案）です。いただいた御意見や基本方針を踏まえ、新たな仕組みとして取りまとめました。

八ページの別紙を御覧ください。学校、学校運営協議会、実行チームについて、それぞれの関係をまとめた図になります。中央の学校運営協議会では、①、②にあるとおり、学校運営の基本方針の承認や目標の検討、確認を行います。学校の課題検討の把握に当たっては、左の③のとおり、子どもの権利条例の趣旨も踏まえ、児童・生徒の意見を取り入れる機会を設けます。課題の解決には、右の⑤のとおり、実行チームがそれぞれの課題に合わせ行動し、学校運営協議会に報告いたします。報告を受けた協議会は、⑦のとおり、課題等を把握し、⑧以降の評価へつなげてまいります。学校評価につきましては、⑨のアンケートを基に学校で自己評価を行い、⑪のとおり、学校の課題や実行チームの取組み等を踏まえた適切な自己評価かどうかを関係者評価として実施し、次年度の目標につなげてまいります。

この運営協議会の事務局の体制ですが、右下にあるとおり、会計年度任用職員である学校支援コーディネーターと副校長が協力して全体調整を行うこととし、実行チームには実行チーム長を置き、活動内容等の調整役を担つていただきます。全体的な流れは以上となります。

三ページの4にお戻りください。(1)学校運営協議会です。四ページ、④、

開催回数は年六回程度とし、委員構成は、学識経験者や地域住民等の八人程度とします。町会関係については、各校の実情に合わせ記載の構成員に含まず参

加できるものといたします。小・中合同の開催も一定の条件下で可能とし、⑥のとおり、委員の任期は二年を基本に連続二回、最長四年といたします。学識経験者の任期は最大八年間の従事が可能といたします。

⑦、委員報酬は職責に見合う額とし、実施状況の報告書を作成し、教育委員会へ報告するほか、教育委員会への提言も可能な仕組みといたします。これらの取組みの形骸化を招かないよう、⑨、教育委員会の管理職が各校の協議会に参加し、運営状況の確認を行う仕組みとします。

(2) 学校支援コーディネーターについてです。学校支援コーディネーターは、①会計年度任用職員として、現在、配置している副校长補佐を統合し、新たに各校に配置し、実行チームとの調整や副校长の涉外業務の一部を担います。

コーディネーターは教育委員会が公募し、学校の面接を経て任命いたします。勤務日数、時間等は、③、④のとおりですが、コーディネーターの配置については、人選を考慮し、⑤、令和八年度から三年間の移行期間を設け、その間に学校での人選を進めます。また、⑥コーディネーターの資質向上や地域協働活動のさらなる充実を図るため、学校支援コーディネーター経験者を教育委員会内に統括コーディネーターとして配置いたします。

続いて、(3)実行チームです。①実行チームは、従来の学校支援地域本部の機能として位置づけ、上限数や構成員の人数制限は設けず、各校の実情に合わせます。

一方で、②、小・中学校において放課後の学習支援の必要性が高まっていることから、学習支援チームの設置のみ必須といたします。なお、前回、御報告の考え方において必須としていた防災関連につきましては、避難所運営委員会との活動と重なつてのことから推奨とし、学校協議会の機能を継承できるものといたしました。

③のとおり、実行チームは調整役としてのチーム長を設け、構成員自体に任期は設けませんが、チーム長は最長四年までといたします。

また、④、これまで無償であった活動については、運営協議会が認めた場合、一回の活動につき千円をお支払いいたします。

さらに⑦、実行チームの形骸化を招かないよう、二年間活動がない場合に廃止の勧告ができるようにする一方、気軽に参加いただけるような広報の在り方も検討してまいります。

六ページ、(4)学校評価は、各校の課題や実行チームでの取組みを基に自己評価を実施し、その上で学校運営協議会にて関係者評価を行い、当該年度の目標の再点検や取組みの評価、検証、次年度の目標の検討を行い、協議会の委員長が取りまとめを行うことといたします。なお、学校運営協議会にて議論を行う際、外部有識者に意見を求めるなどを可能といたします。

(5)その他ですが、校長をはじめ、関係者に対する研修を充実させるとともに、コーディネーターの情報交換会により事例の共有等を行います。

次に、5のワークショップですが、本年九月と十月に記載の三校においてワークショップを行い、そこでの事例や御意見等を改めて共有し、今後の取組みに生かしてまいります。

最後に、七ページの今後のスケジュールですが、改めて九月の町長会議でこのたびの案を御説明するほか、ワークショップ等での御意見を踏まえ、十一月に新たな体制として取りまとめ、年明けには各校の体制を決定し、四月より新たな体制として運営を行つてまいります。

私からの報告は以上となります。

○知久教育長　ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4) 各課行事予定について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和七年九月の各課行事予定表について御報告いたします。

予定としましては、九月三日に第十六回教育委員会定例会、同二十二日に第十七回教育委員会定例会が予定されております。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対し、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5) その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、資料配付が四件ございますので、御覧になつておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いた

します。

追加日程は人事及び個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、山本教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

また、坂倉委員におかれましては、世田谷区教育委員会会議規則第二条の二の規定に基づき、オンライン会議システムを使用して参加いただくことはできませんので、ここでオンライン会議を終了させていただきます。

なお、非公開の会議を解いた後の次回の教育委員会の日程の告知等については、後日、事務局よりお知らせいたします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時三十一分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時四十分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は九月三日水曜日午前十時から教育委員会会議室において

開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第十五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたし

ます。

午前十時四十一分閉会